２　心室頻拍症手術　147,890点
３　メイズ手術　98,640点
４　左心耳閉鎖術
イ　開胸手術によるもの　37,800点
ロ　胸腔鏡下によるもの　37,800点
ハ　経カテーテル的手術によるもの　34,930点
注１　４のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号Ｋ５５２、Ｋ５５２－２、Ｋ５５４、Ｋ５５５、Ｋ５５７からＫ５５７－３まで、Ｋ５６０又はＫ５９４の３に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。
２　４のハについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

Ｋ５９４－２　肺静脈隔離術　72,230点

Ｋ５９５　経皮的カテーテル心筋焼灼術
１　心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの　40,760点
２　その他のもの　34,370点
注１　三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。
２　磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。
３　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

Ｋ５９５－２　経皮的中隔心筋焼灼術　24,390点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

Ｋ５９６　体外ペースメーキング術　3,770点

Ｋ５９７　ペースメーカー移植術
１　心筋電極の場合　16,870点
２　経静脈電極の場合　9,520点
３　リードレスペースメーカーの場合　9,520点

Ｋ５９７－２　ペースメーカー交換術　4,000点
Ｋ５９７－３　植込型心電図記録計移植術　1,260点
Ｋ５９７－４　植込型心電図記録計摘出術　840点

Ｋ５９８　両心室ペースメーカー移植術
１　心筋電極の場合　31,510点
２　経静脈電極の場合　31,510点

Ｋ５９８－２　両心室ペースメーカー交換術
１　心筋電極の場合　5,000点
２　経静脈電極の場合　5,000点

Ｋ５９９　植込型除細動器移植術
１　心筋リードを用いるもの　31,510点
２　経静脈リードを用いるもの　31,510点
３　皮下植込型リードを用いるもの　24,310点
４　胸骨下植込型リードを用いるもの　24,310点

Ｋ５９９－２　植込型除細動器交換術
１　心筋リードを用いるもの　7,200点
２　その他のもの　7,200点

Ｋ５９９－３　両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術
１　心筋電極の場合　35,200点
２　経静脈電極の場合　35,200点
注　両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。

Ｋ５９９－４　両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
１　心筋電極の場合　7,200点
２　経静脈電極の場合　7,200点
注　両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。

Ｋ５９９－５　経静脈電極抜去術
１　レーザーシースを用いるもの　28,600点
２　レーザーシースを用いないもの　22,210点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

Ｋ６００　大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）（１日につき）
１　初日　10,536点
２　２日目以降　4,230点
注　挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

Ｋ６０１　人工心肺（１日につき）
１　初日　30,150点
２　２日目以降　3,000点
注１　初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、4,800点を所定点数に加算する（主たるもののみを算定する。）。
２　初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。
３　カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ６０１－２　体外式膜型人工肺（１日につき）
１　初日　30,150点
２　２日目以降　3,000点
注　カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ６０２　経皮的心肺補助法（１日につき）
１　初日　11,100点
２　２日目以降　3,120点

Ｋ６０２－２　経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（１日につき）
１　初日　11,100点
２　２日目以降　3,680点

Ｋ６０３　補助人工心臓（１日につき）
１　初日　54,370点
２　２日目以降30日目まで　5,000点
３　31日目以降　4,000点

Ｋ６０３－２　小児補助人工心臓（１日につき）
１　初日　63,150点
２　２日目以降30日目まで　8,680点
３　31日目以降　7,680点

Ｋ６０４　削除

Ｋ６０４－２　植込型補助人工心臓（非拍動流型）
１　設置する場合
イ　初日（１日につき）　88,650点
ロ　２日目以降30日目まで（１日につき）　5,000点
ハ　31日目以降90日目まで（１日につき）　2,780点
ニ　91日目以降（１日につき）　1,800点
２　その他の場合（１日につき）　1,800点

Ｋ６０５　移植用心採取術　68,490点
注　心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ６０５－２　同種心移植術　212,210点
注１　心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ６０５－３　移植用心肺採取術　100,040点
注　心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ６０５－４　同種心肺移植術　286,010点